

# 平成24年度 第1回愛媛県渋滞対策協議会

日 時：平成24年7月17日（火）10：00～

場 所：松山河川国道事務所2F 第1, 2会議室

## 議 事 次 第

### 1. 議 事

- (1) 渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について
- (2) 一般道路と高速道路の状況について
- (3) 渋滞箇所の抽出方法及び箇所リスト（素案）について
- (4) パブリック・コメント調査方法について
- (5) 今後の予定

### 2. 閉 会

#### 配布資料

1. 議事次第
2. 出席者名簿・配席図
3. (資料-1) 愛媛県渋滞対策協議会規約（案）
4. (資料-2) 渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について
5. (資料-3) 一般道路と高速道路の状況について
6. (資料-4) 渋滞箇所の抽出箇所リスト（素案）
7. (資料-5) パブリック・コメント調査方法（案）について

# 愛媛県渋滞対策協議会 規約（案）

資料-1

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、愛媛県における交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、施設整備計画及び輸送効率の向上や、交通需要の時間的平準化等の交通マネジメント施策等の計画の策定・推進及びフォローアップを行うことを目的とする。

(調整事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 渋滞箇所とその原因の把握
- (2) 渋滞対策に関する意見調整
- (3) 渋滞箇所の解消に向けた計画及び対策の策定及び公表
- (4) 策定した計画のフォローアップ
- (5) その他

(構 成)

第4条 協議会は、国土交通省四国地方整備局道路部、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局、西日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、愛媛県警察本部、愛媛県、松山市及び議長が必要と認める機関の議員により構成する。

(協 議 会)

- 第5条
- 1 協議会には議長を置き、議長は国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長とする。
  - 2 議長は、協議会を総括し、協議会を招集する。
  - 3 議長に事故等があるときは、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
  - 4 協議会の構成は、別表-1のとおりとする。ただし、必要に応じ議長が指名するものを議員又はオブザーバーとして参加させることができる。

(部 会)

- 第6条
- 1 協議会の中に協議会の承認により部会を設けることができる。
  - 2 部会には、部会長を置き、部会長は松山河川国道事務所副所長（道路）とする。
  - 3 部会の構成は、別表-2のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを部会員として参加させることができる。
  - 4 部会長は、部会を統括し、部会を招集する。
  - 5 事務局は、愛媛県土木部道路都市局道路建設課、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課に置く。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを事務局として置くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所計画課、愛媛県土木部道路建設課に置く。

(細則)

第8条 この規約に定めるものの他、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

(附則) この規約は、平成5年6月23日から施行する。

(附則) この規約は、平成6年8月11日から施行する。

(附則) この規約は、平成9年8月21日から施行する。

(附則) この規約は、平成12年9月6日から施行する。

(附則) この規約は、平成13年7月10日から施行する。

(附則) この規約は、平成21年7月28日から施行する。

(附則) この規約は、平成22年1月7日から施行する。

(附則) この規約は、平成22年3月24日から施行する。

(附則) この規約は、平成22年11月5日から施行する。

(附則) この規約は、平成24年7月17日から施行する。

---

愛媛県渋滞対策協議会名簿 別表－1

機 関 名	役職名
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 所長
〃	道路部道路計画課 課長
〃	松山河川国道事務所 副所長（道路）
〃	〃 事業対策官
〃	〃 計画課長
〃	〃 調査第二課長
〃	〃 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 所長
〃	〃 副所長（道路）
〃	〃 計画課長
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務企画部門 首席運輸企画専門官
西日本高速道路（株）	四国支社 企画調整課 課長
〃	四国支社 愛媛高速道路事務所 事務所長
本州四国連絡高速道路（株）	しまなみ今治管理センター 計画課長
愛媛県土木部道路都市局	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制管理官
松山市都市整備部	部長
〃	企画官

愛媛県渋滞対策協議会部会名簿 別表－2

機 関 名	役職名
愛媛県土木部道路都市局	道路建設課長
〃	道路維持課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
愛媛県警察本部	交通規制課長
〃	交通管制管理官
国土交通省四国運輸局	愛媛運輸支局 総務企画部門 首席運輸企画専門官
国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所 副所長（道路）
〃	松山河川国道事務所 事業対策官
〃	松山河川国道事務所 計画課長
〃	松山河川国道事務所 調査第二課長
〃	松山河川国道事務所 道路管理第二課長
〃	大洲河川国道事務所 副所長（道路）
〃	大洲河川国道事務所 計画課長

# 渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について

平成24年7月17日

愛媛県渋滞対策協議会

# 渋滞対策への取り組みと今後の渋滞対策の推進について

## 渋滞対策への取り組み（H5～H23）

### H5～ 愛媛県新渋滞対策プログラム

愛媛県渋滞対策協議会による初の渋滞対策計画の立案および実施

### H10～ 愛媛県第3次渋滞対策プログラム

愛媛県新渋滞対策プログラムのフォローアップ調査結果を受けて、新たに対策箇所を選定

### H17～ CO<sub>2</sub>削減アクションプログラム

渋滞対策協議会で渋滞ポイントを決定

- ・ 第3次渋滞対策プログラム+ 追加調査による渋滞が確認された箇所
- ≫ うち、H24を目処に対策が終了する箇所をCO<sub>2</sub>削減アクションプログラムに登録

### H21～ 混雑箇所の特定及び対策の実施

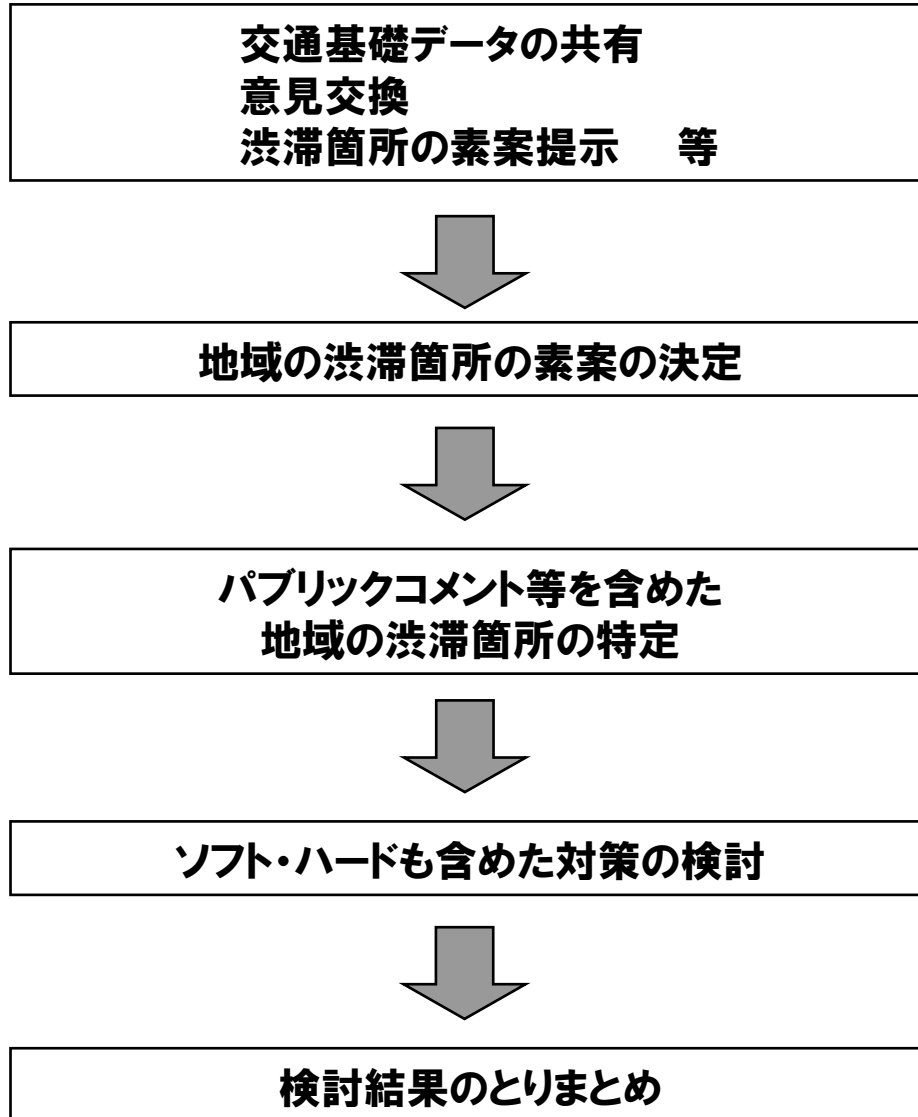
データ(MICS、プローブデータ等)及びアンケート結果(事業者・一般道路利用者)をもとに混雑箇所を特定  
≫ 各交差点における対策案を検討、随時、対策事業を実施し、整備効果を公表

- 【背景】**
- ・ 「今後の高速道路のあり方 中間とりまとめ」において、**効率性を阻害する渋滞ボトルネック対策の重要性が指摘**されている。
  - ・ 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会においても、**渋滞対策を含め、道路利用の適正化が議論**されている。
  - ・ 交通観測技術の進展・普及により、**道路交通状況の詳細に係るデータが容易に取得可能**となるなど、観測環境に大きな改善がされている。

## 今後の渋滞対策の推進

**【対応策】** 最新データに基づく客観的な分析や地域性を反映した評価軸の検討、道路利用者等の意見より、地域の実感と整合した課題箇所を特定し、ソフト・ハードも含めた対策に係る検討を進め、検討結果をとりまとめる。

# 検討の流れ



第1回 愛媛県渋滞対策協議会(H24.7.17)

# 一般道路と高速道路の状況について

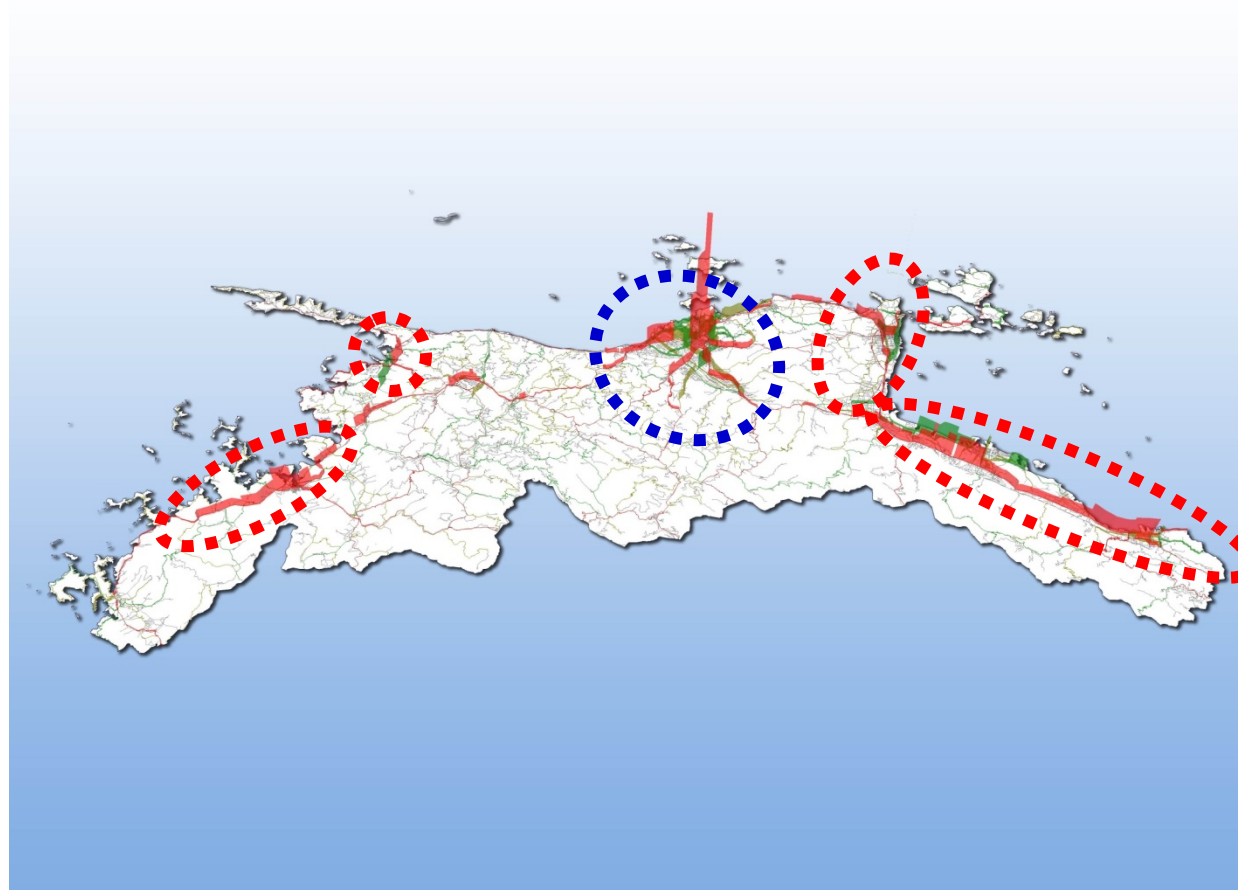
平成24年7月17日

愛媛県渋滞対策協議会



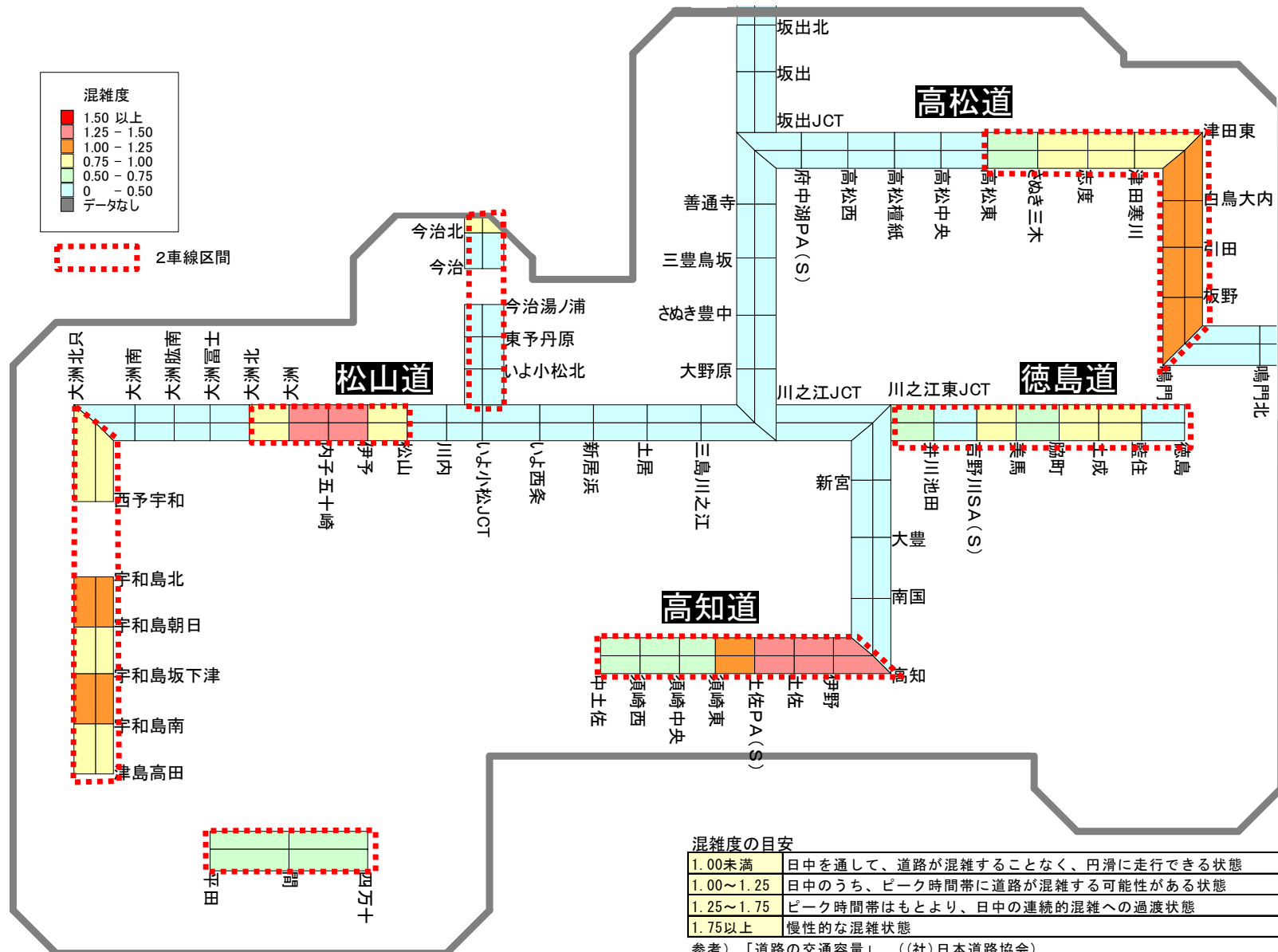
## (1) 一般道路について

- 愛媛県内では松山市を中心として渋滞が発生。
- 瀬戸内側の渋滞が目立つものの、道路整備が遅れている南予方面の渋滞も課題。

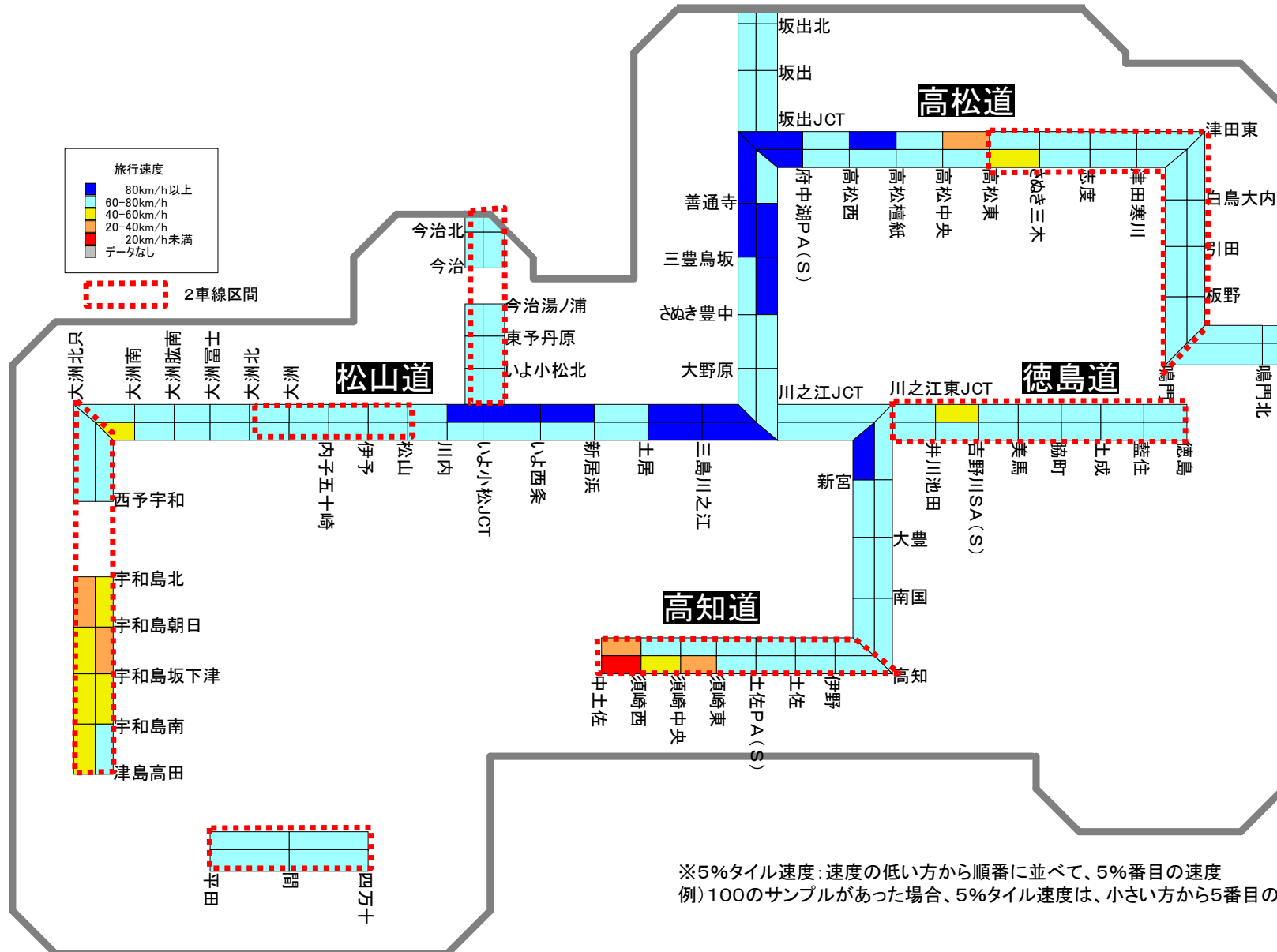


▲愛媛県内の渋滞損失時間(H17センサスより作成)

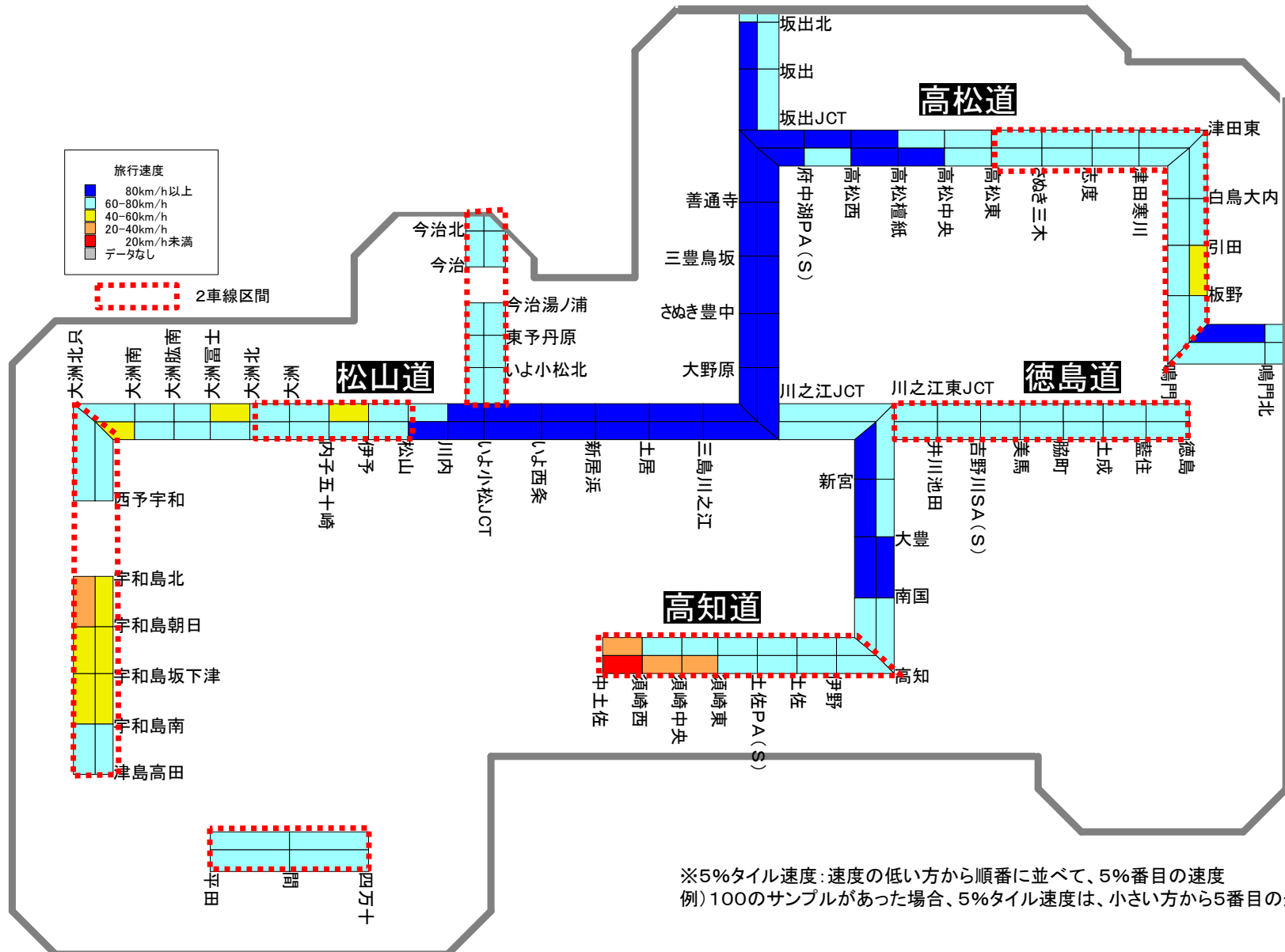
## (2) 高速道路の状況について 混雑度 (平成22年度道路交通センサス)



## (3) 高速道路の状況について 5%タイル速度図【平日】（民間プローブ：平成22年度）



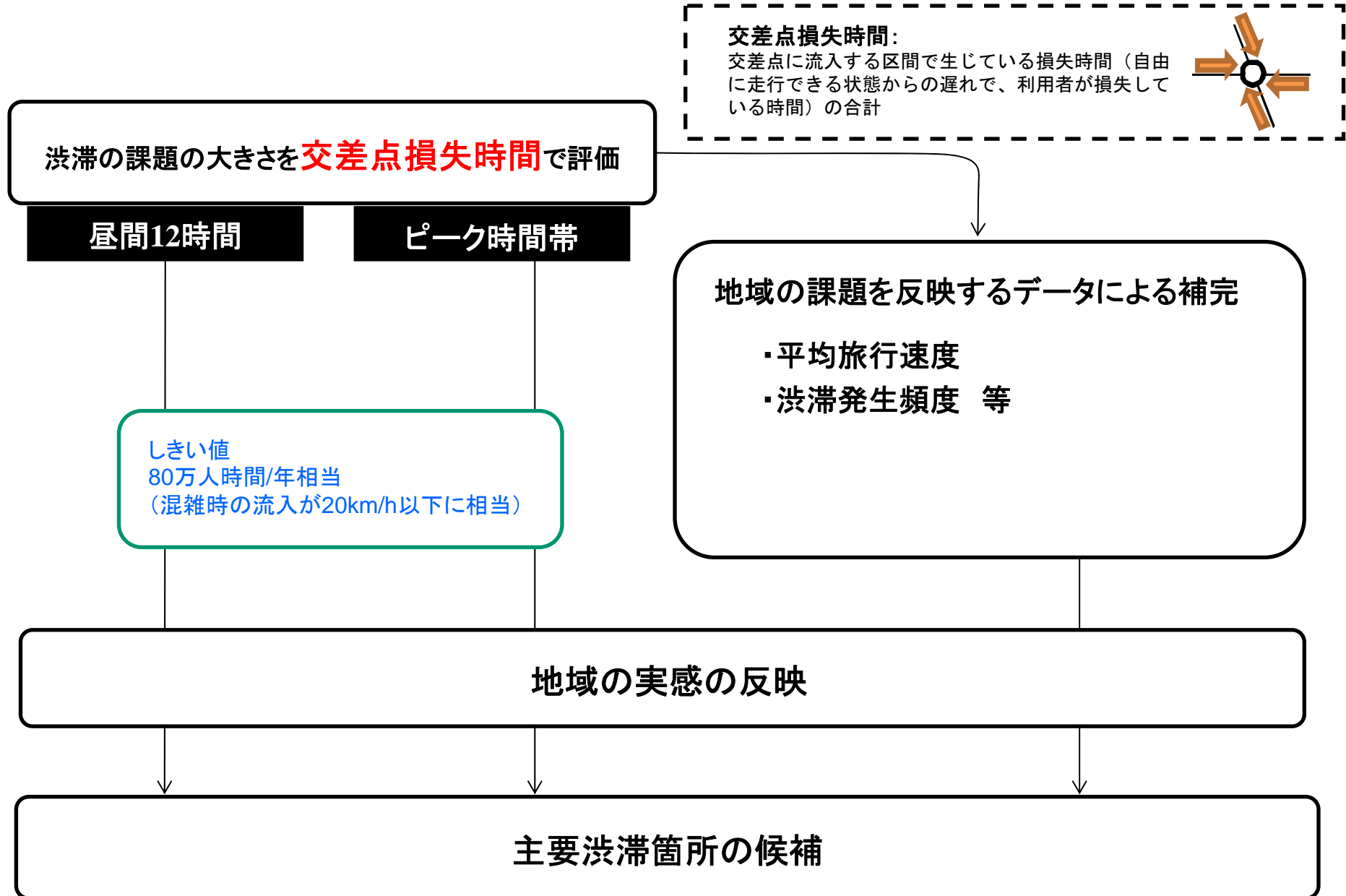
## (4) 高速道路の状況について 5%タイル速度図【休日】（民間プローブ：平成22年度）

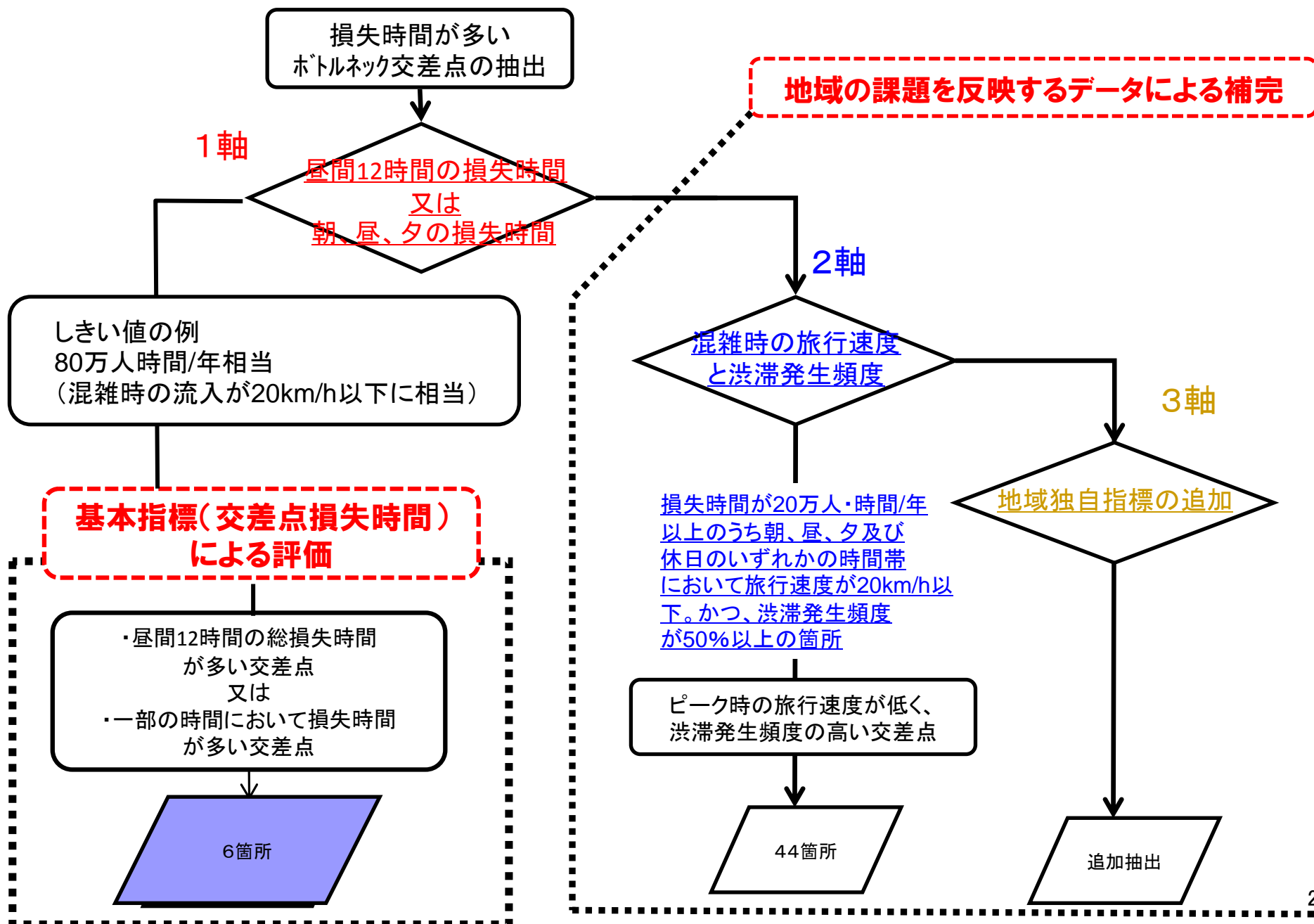


## 渋滞箇所の抽出箇所リスト(素案)

平成24年7月17日

愛媛県渋滞対策協議会



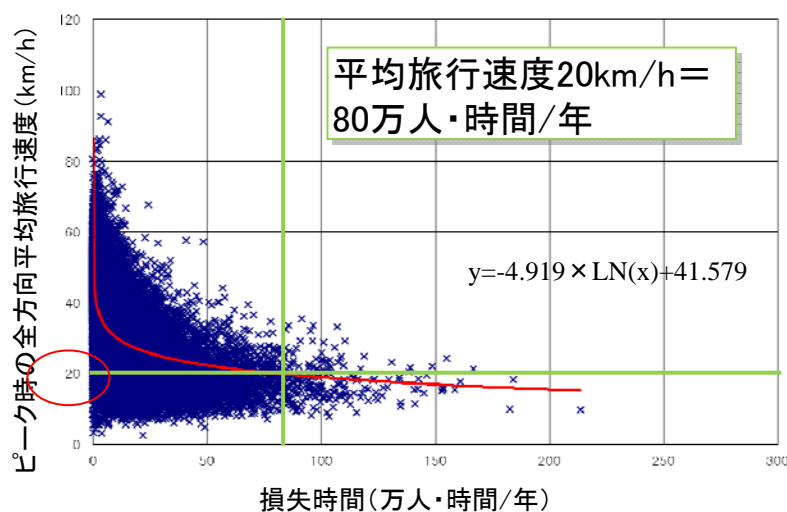


○評価基準：昼間12時間交差点損失時間が80万人・時間/年以上の箇所

80万人・時間/年とは・・・

終日混雑している交差点で、特にピーク時には全方向の旅行速度の平均が20km/h以下（信号待ち2回以上）となるような箇所

【損失時間とピーク時の全方向旅行速度の平均値との関係】



【交通状況のイメージ】

ピーク時において全方向の旅行速度の平均が20km/h以下

20km/h以下  
(信号待ち2回以上)



20km/h以下  
(信号待ち2回以上)



20km/h以下  
(信号待ち2回以上)



20km/h以下  
(信号待ち2回以上)



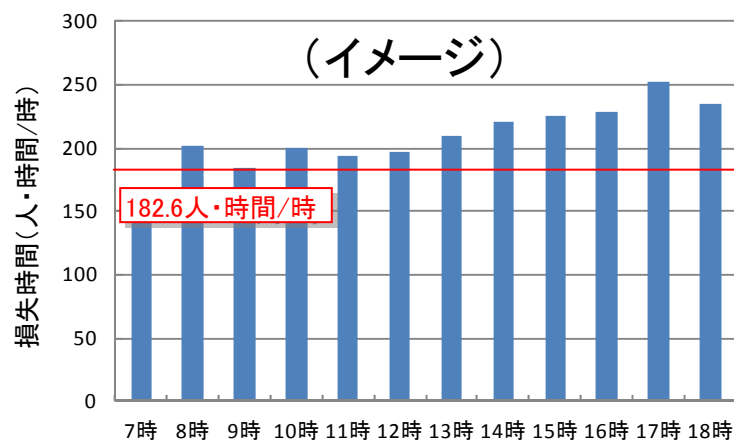


- 1軸には対象とならないが、ピーク時には1軸と同程度の混雑となるような箇所
- 評価基準：ピーク時の交差点損失時間が182.6人・時間/時以上の箇所

$$80\text{万人}\cdot\text{時間}/\text{年} \div 365\text{日} \div 12\text{時間} = 182.6\text{人}\cdot\text{時間}/\text{時}$$

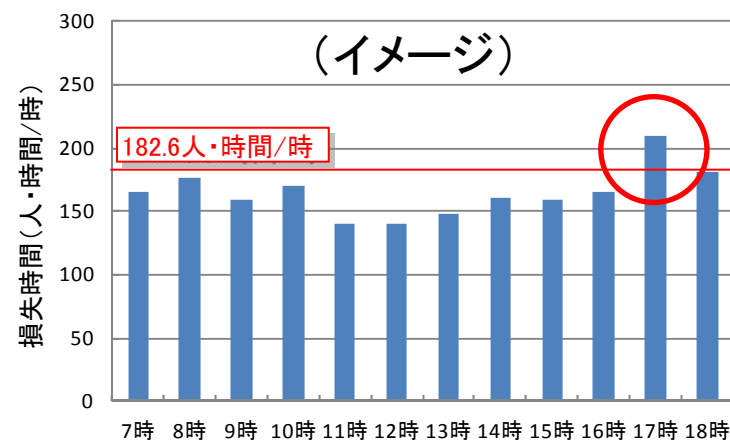
【1軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

終日混雑が発生



【1'軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

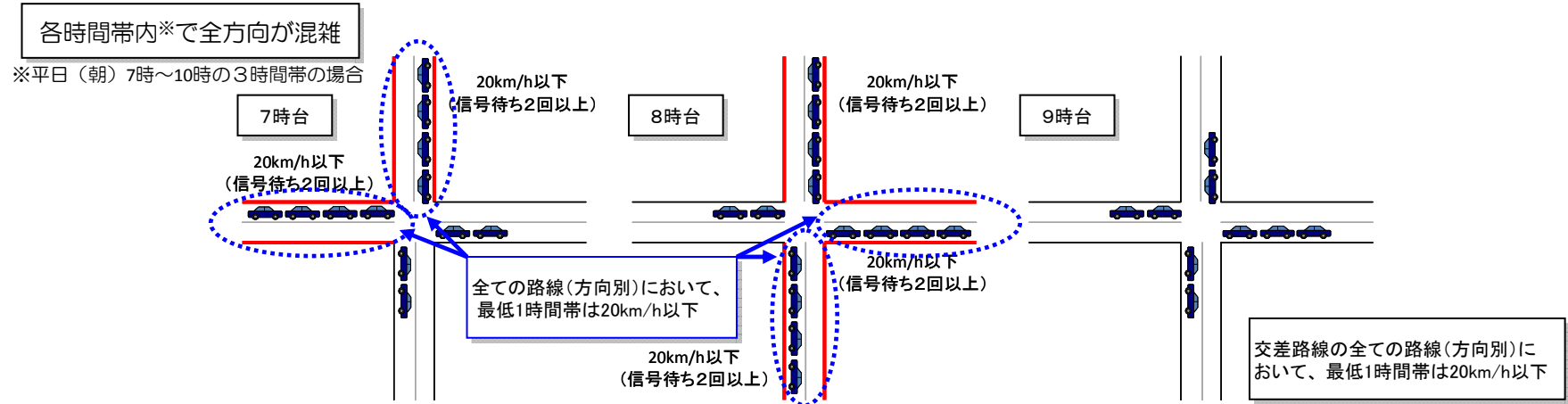
ピーク時のみ1軸と同レベルの混雑が発生



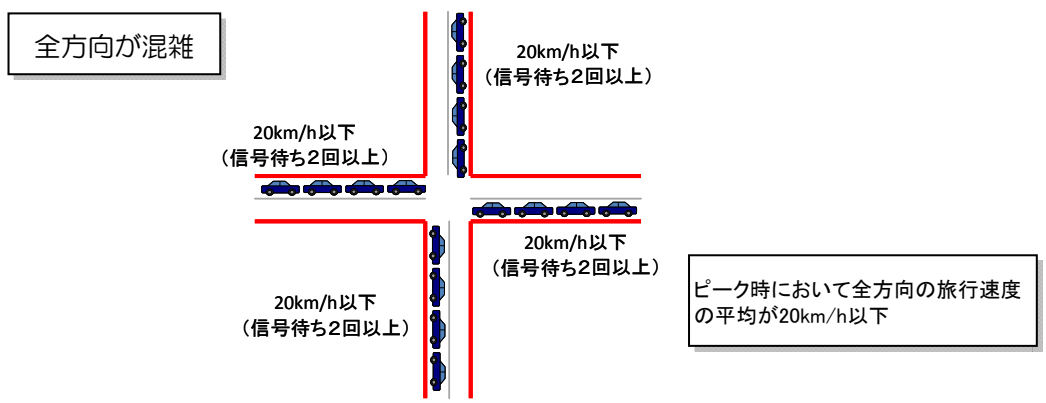
- 混雑時の旅行速度と渋滞発生頻度が高い箇所
- 評価基準: 交差点損失時間が20万人・時間/年以上のうち、朝、昼、夕及び休日のいずれかの時間帯において旅行速度が20km/h以下かつ、渋滞発生頻度が50%以上の箇所(※)
- ※ 平日7時~10時等のうち90分以上もしくは、休日7時~19時のうち360分以上、平均旅行速度が20km/h以下の状態が生じている箇所

### ＜参考＞具体的な指標（案）

#### 【2軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ】



#### 【1軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ（再掲）】



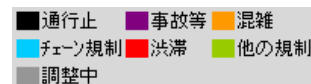
	交通データの活用により 抽出された渋滞箇所	交通データの活用により 抽出されなかった渋滞箇所
パブリック・コメントで 渋滞箇所と された箇所	地域の渋滞箇所として <u>特定する。</u>	客観的データで検証※後、 <u>地域の渋滞箇所とするか協議会で判別する。</u>
パブリック・コメントで 渋滞箇所ではないと 指摘された箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリック・コメントにて「渋滞していない」との記載が複数寄せられた場合には、客観的データで検証※後、<u>地域の渋滞箇所とするかを協議会で判別する。</u></li> <li>・それ以外は地域の渋滞箇所として<u>特定する。</u></li> </ul>	

※客観的データによる検証とは、道路状況調査結果やVICSデータ等を想定している。

## <参考> 混雑を表す20km/hの根拠

日本道路交通情報センター（JARTIC）や公安委員会等では、20km/h以下を混雑・渋滞の指標としている。

### ●日本道路交通情報センターにおける渋滞・混雑の定義



道路交通情報Now!! では、渋滞を「赤色」、混雑を「だいたい色」で表示し、下表のように定められています。

区分	高速道路	都市高速道路	一般道路
渋滞	時速40km以下	時速20km以下	時速10km以下
混雑	--	時速20km～40km	時速10km～20km

<http://www.jartic.or.jp/traffic/ippan/takamatsushi.html>

### ●国家公安委員会における渋滞・混雑の定義

道路の区分	「混雑」と表現すべき速度	「渋滞」と表現すべき速度
郊外部の高速自動車国道等	60キロメートル毎時以下	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道等	40キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時以下
その他の道路	20キロメートル毎時以下	10キロメートル毎時以下

出典：国家公安委員会告示第12号

### ●警視庁による渋滞の判定基準

期 間：平成17年1月1日～12月31日の間

時 間：午前7時00分～午後7時00分の12時間

測定区間：都内一般道路～2,300km 都内首都高速道路～363km

判定基準：道路上における車両の交通が滞り、走行速度が20km/h未満になった状態

数 値：平日における1時間平均渋滞長

平日平均：土曜、日曜、休日及び特殊日（1月1～3日、12月29～31日）を除く平日の平均

【注】平成16年版の「警視庁交通年鑑」から、平成12年より収集していた測定区間が変更された統計データを使用している。そのことから、平成15年版以前の「警視庁交通年鑑」との対比は行えない。

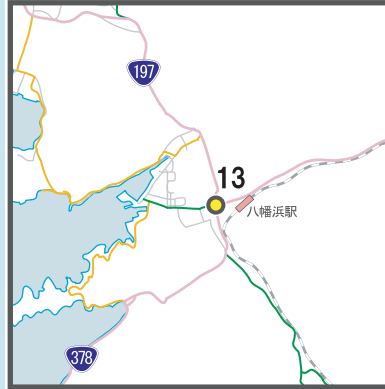
出典：警視庁、警視庁交通年鑑

## 【愛媛県】渋滞箇所の抽出箇所リスト(素案)

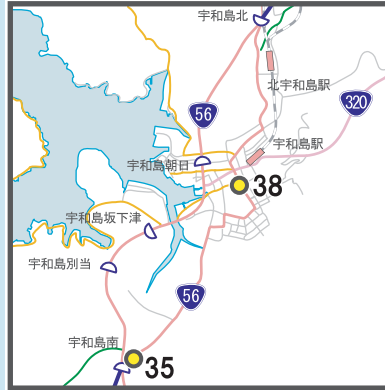
No.	交差点名称	市区町村	交差路線①	交差路線②	交差路線③	交差路線④	第1軸	第2軸
1	松山IC入口交差点	松山市	一般国道33号	一般国道33号 松山外環状道路インター線	市道		○	
2	天山交差点	松山市	一般国道33号	市道 松山環状線	市道 市役所前天山線		○	
3	小坂交差点	松山市	一般国道11号	一般国道33号	市道 松山環状線		○	
4	中央2丁目交差点	松山市	一般国道196号 松山環状線	国道437号	(主)松山港線	市道 松山環状線	○	
5	南江戸3丁目交差点	松山市	一般国道196号 松山環状線	(主)松山空港線 (新空港通り)	市道 千舟町高岡線 (千舟町通り)			○
6	片山交差点	今治市	一般国道196号	一般国道317号				○
7	膳山町交差点	松山市	一般国道11号	一般国道317号	(主)松山北条線			○
8	北久米町交差点	松山市	一般国道11号	(一)久米垣生線			○	
9	消防局前交差点	松山市	一般国道196号	(一)六野屋石手線				○
10	槽神社前通交差点	松山市	(主)松山伊予線	(一)久米垣生線			○	
11	空港通2丁目交差点付近	松山市	一般国道196号 松山環状線	(主)松山空港線 (旧空港通り)	市道 松山環状線			○
12	北環状交差点	松山市	一般国道196号	市道 松山環状線	市道			○
13	江戸岡交差点	八幡浜市	一般国道197号	一般国道378号	(主)八幡浜港線			○
14	越智交差点	松山市	一般国道33号	(一)久米垣生線				○
15	平田町交差点(平田池付近)	松山市	一般国道196号	(一)平田北条線	市道 潮見19号線			○
16	裁判所前交差点(新居浜市)	新居浜市	(主)新居浜角野線	(主)壬生川新居浜野田線	市道 桶中央通り			○
17	北藤原交差点	松山市	一般国道56号	(主)松山空港線	市道 中之川通線 (中之川通り)			○
18	和泉北交差点	松山市	一般国道56号	(主)松山伊予線	(一)松山松前伊予線			○
19	槽神社入口交差点	松山市	一般国道33号	(一)久米垣生線				○
20	拾町交差点	砥部町	一般国道33号	(主)伊予川内線				○
21	志津川交差点	東温市	一般国道11号	(一)松山川内線				○
22	生石八幡神社前交差点	松山市	(主)松山空港線	(主)伊予松山港線				○
23	東城交差点	新居浜市	一般国道11号	(主)新居浜角野線	(主)新居浜別子山線			○
24	永木交差点	松山市	一般国道11号	市道 中之川通線				○
25	大川橋交差点	松山市	一般国道196号	(主)松山東部環状線				○
26	保免交差点	松山市	一般国道56号	(一)久米垣生線	市道			○
27	久米窪田交差点	松山市	一般国道11号	(主)松山東部環状線				○
28	久米八幡交差点	松山市	(主)松山東部環状線	(一)松山川内線				○
29	北新田	西条市	(主)壬生川新居浜野田線 (産業道路バイパス)	(一)伊予西条停車場線	市道			○
30	北斎院町	松山市	(主)松山空港線	(一)砥部伊予松山線				○
31	来往町	松山市	一般国道11号	(主)松山東部環状線				○
32	高岡	松山市	(主)松山空港線 (旧空港通り)	(一)砥部伊予松山線				○
33	新居浜IC入口交差点	新居浜市	一般国道11号	(主)新居浜別子山線	(一)国領高木線			○
34	三津屋南交差点	西条市	一般国道196号	(主)壬生川丹原線	(一)東予港三津屋線			○
35	寄松交差点東側交差点	宇和島市	一般国道56号	(主)宇和島下波津島線				○
36	中之庄町交差点	四国中央市	一般国道11号	一般国道11号 川之江三島バイパス	市道			○
37	西之端交差点	新居浜市	一般国道11号	(一)新居浜港線	市道			○
38	栄町港南	宇和島市	一般国道56号	(一)無月宇和島線	市道			○
39	幸町交差点	四国中央市	一般国道11号 川之江三島バイパス	(一)上分三島線	市道			○
40	森松交差点	松山市	一般国道33号	(一)森松重信線	市道			○
41	松山市役所前交差	松山市	一般国道11号	一般国道56号	市道			○
42	本町3丁目交差点	松山市	一般国道196号	市道 中央循環線 (平和通り)				○
43	中央1丁目交差点	松山市	(主)松山港線	(一)六野屋石手線	市道 中央山越線			○
44	常心交差点	西条市	一般国道11号	(一)西条港線	市道			○
45	神郷小学校前	新居浜市	(主)壬生川新居浜野田線	(一)多喜浜泉川線				○
46	松前町役場入口	松前町	一般国道56号	(一)八倉松前線				○
47	余戸交番前交差点	松山市	(一)久米垣生線	(一)松山松前伊予線				○
48	松山総合公園入口交差	松山市	一般国道196号	市道				○
49	牛測園地入口	東温市	一般国道11号	(一)美川松山線				○
50	枝村集会所前	四国中央市	一般国道11号	(一)三島川之江港線				○
							6	44

# ■渋滞箇所の抽出箇所（素案）位置図

## ■八幡浜市周辺拡大図



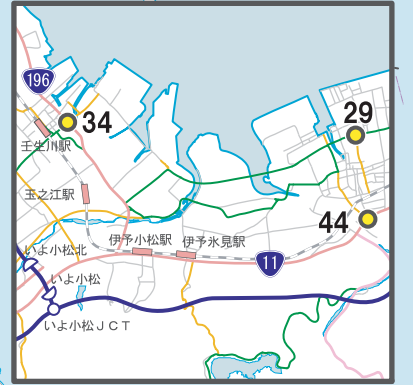
## ■宇和島市周辺拡大図



## ■今治市周辺拡大図



## ■西条市周辺拡大図



## ■香川県



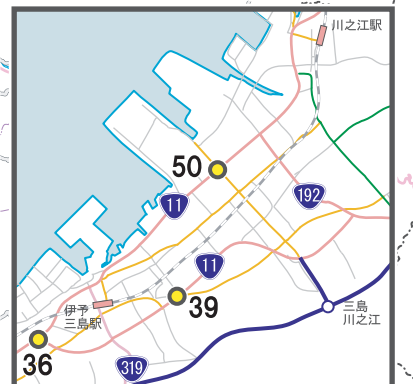
## ■徳島県



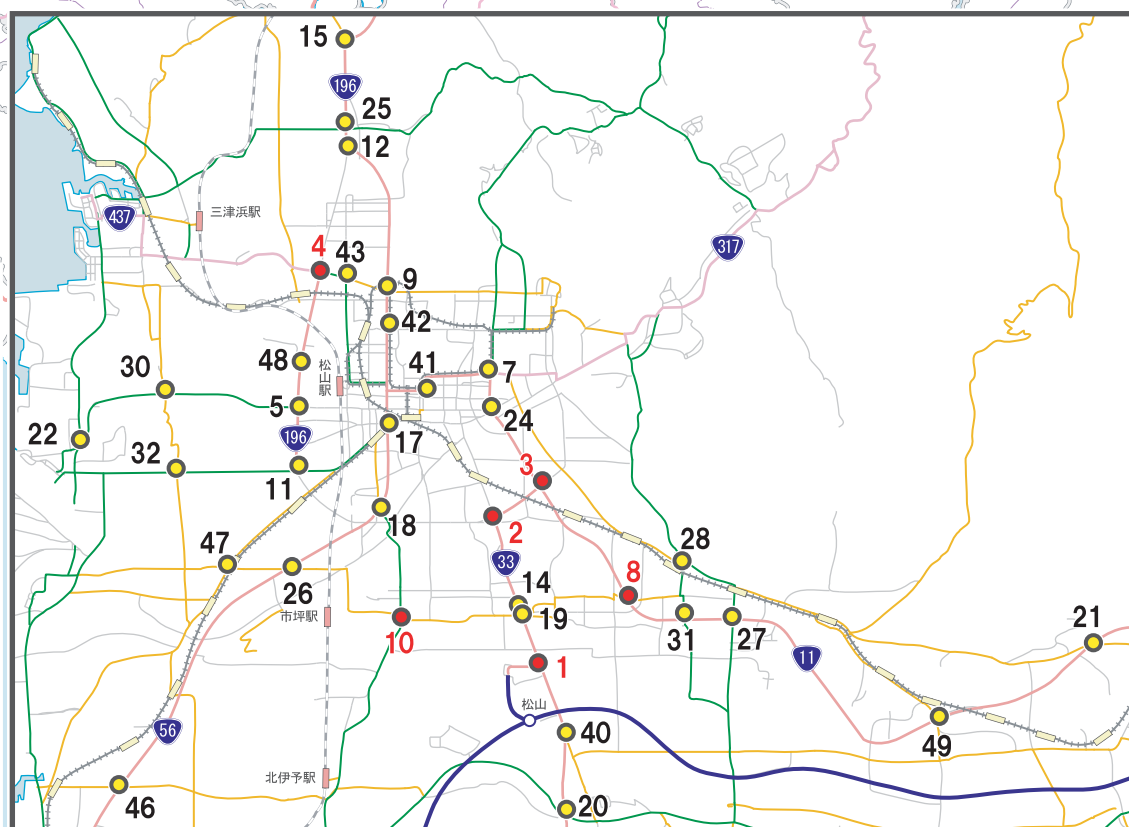
## ■新居浜市周辺拡大図



## ■四国中央市周辺拡大図



## ■松山市周辺拡大図



## ■渋滞箇所の抽出箇所（素案）一覧

No	交差点名称	路線名	市区町村	No	交差点名称	路線名	市区町村
1	松山IC入口交差点	一般国道33号	松山市	26	保免交差点	一般国道56号	松山市
2	天山交差点	一般国道33号	松山市	27	久米窪田交差点	一般国道11号	松山市
3	小坂交差点	一般国道11号	松山市	28	久米八幡交差点	(主) 松山東部環状線	松山市
4	中央2丁目交差点	一般国道196号	松山市	29	北新田	(主) 壬生川新居浜野田線	西条市
5	南江戸3丁目交差点	一般国道196号	松山市	30	北斎院町	(主) 松山空港線	松山市
6	片山交差点	一般国道196号	今治市	31	来住町	一般国道11号	松山市
7	勝山町交差点	一般国道11号	松山市	32	高岡	(主) 松山空港線	松山市
8	北久米町交差点	一般国道11号	松山市	33	新居浜IC入口交差点	一般国道11号	新居浜市
9	消防局前交差点	一般国道196号	松山市	34	三津屋南交差点	一般国道196号	西条市
10	椿神社前通交差点	(主) 松山伊予線	松山市	35	奇松交差点東側交差点	一般国道56号	宇和島市
11	空港通2丁目交差点付近	一般国道196号	松山市	36	中之庄町交差点	一般国道11号	四国中央市
12	北環状交差点	一般国道196号	松山市	37	西之端交差点	一般国道11号	新居浜市
13	江戸岡交差点	一般国道197号	八幡浜市	38	栄町港南	一般国道56号	宇和島市
14	越智交差点	一般国道33号	松山市	39	幸町交差点	一般国道11号	四国中央市
15	平田町交差点(平田池付近)	一般国道196号	松山市	40	森松交差点	一般国道33号	松山市
16	裁判所前交差点(新居浜市)	(主) 新居浜角野線	新居浜市	41	松山市役所前交差	一般国道11号	松山市
17	北藤原交差点	一般国道56号	松山市	42	本町3丁目交差点	一般国道196号	松山市
18	和泉北交差点	一般国道56号	松山市	43	中央1丁目交差点	(主) 松山港線	松山市
19	椿神社入口交差点	一般国道33号	松山市	44	常心交差点	一般国道11号	西条市
20	拾町交差点	一般国道33号	砥部町	45	神郷小学校前	(主) 壬生川新居浜野田線	新居浜市
21	志津川交差点	一般国道11号	東温市	46	松前町役場入口	一般国道56号	松前町
22	生石八幡神社前交差点	(主) 松山空港線	松山市	47	余戸交番前交差点	(一) 久米垣生線	松山市
23	東城交差点	一般国道11号	新居浜市	48	松山総合公園入口交差	一般国道196号	松山市
24	永木交差点	一般国道11号	松山市	49	牛淵団地入口	一般国道11号	東温市
25	大川橋交差点	一般国道196号	松山市	50	枝村集会所前	一般国道11号	四国中央市

### 凡 例

(広域図)

- 高規格道路
- 直轄国道
- 補助国道
- 都道府県道
- 県境
- 市町村境

(拡大図)

- 高規格道路
- 直轄国道
- 補助国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 市道・町道
- 鉄道(JR)
- 鉄道(伊予鉄道)

### ■渋滞箇所の抽出箇所(素案)

- 1軸による抽出
- 2軸による抽出

# パブリック・コメント調査方法について

平成24年7月17日

愛媛県渋滞対策協議会

●調査方法

調査方法は、Web方式にて実施。HP:www.....

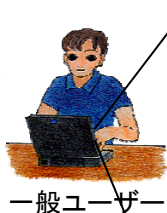
●調査時期(予定)

平成24年8月上旬～中旬にかけて実施予定。

●調査目的

渋滞箇所(案)について、一般の方々の意見を伺う。

《Web方式》



バナーより  
主旨説明ページへ



アンケートへ

リンクより  
アンケートページへ

